

高萩・北茨城広域事務組合ごみ処理施設整備に係る契約手続運営委員会設置
要綱

(設置)

第1条 高萩・北茨城広域事務組合が新たに整備するごみ処理施設の工事請負契約に関し、必要な事項を検討し、及び審査するため、ごみ処理施設整備に係る契約手続運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 入札参加者の募集に係る要項及び基準に関すること。
- (2) 発注仕様書に関すること。
- (3) 入札参加者が提出する設計書等の審査に関すること。
- (4) 低入札価格調査に関すること。
- (5) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから管理者が任命する。

- (1) 高萩市及び北茨城市的契約担当課の代表
- (2) 高萩・北茨城広域事務組合の職員
- (3) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項の検討及び審査が終了する日までとする。ただし、委員が任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は非公開とする。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から制定する。